

令和8年1月27日

所管 総務局 行政部

件名	令和8年度組織改正（案）について
経過・現状 政策課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物価や人件費の高騰による厳しい財政状況に加え、今後は少子化の加速に伴う人口減少等により生産年齢人口の大幅な減少も見込まれる。 ○ 本市を取り巻く環境が年々厳しくなることが想定される中、持続可能な市政運営を確保するためには、財政面だけでなく組織運営面にも踏み込んだ構造改革に取り組む必要がある。 ○ また、市政運営の大方針である「堺市基本計画 2030」に掲げる「未来を創るイノベーティブ都市」の実現に向けた「重要施策の推進体制の強化」や「喫緊の課題への対応」が必要である。
対応方針 今後の取組 (案)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「重要施策の推進体制の強化」「喫緊の課題への対応」の観点から、施策や事業を着実に推進できる事務執行体制を確保し、住民サービスの維持・向上を図る。 ○ また、組織に関する構造改革の取組を推進するため、類似・関連業務を所掌する組織の大括り化や臨時又は特別の事務事業を処理するために設置している室の見直し等の「組織の合理化」に注力しながら、市政運営に影響を与える様々な要因に柔軟に対応できるスリムで強靭な組織体制を構築する。 ○ これらを踏まえ、令和8年度については、4月1日付けて以下のとおり組織改正を実施する。 <p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 重要施策の推進体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長公室を政策局に改称（市長公室） ・政策推進課を政策経営課に改称、政策推進担当課長の配置（市長公室） ・広域連携課及び調査統計課を公民連携課に統合し、共創連携課に改称（市長公室） ・投資促進担当課長及びイノベーション創出推進担当課長の配置（産業振興局） ・不登校対策担当課長の配置（教育委員会事務局） <p>(2) 喫緊の課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難計画担当課長の配置（危機管理室） ・人材開発担当課長の配置（総務局） ・財源確保担当課長の配置（財政局） ・在宅支援・介護予防担当課長の配置（健康福祉局） ・教職員考查担当課長及び学校教育事務担当課長の配置（教育委員会事務局）

	<p>(3) 組織の合理化</p> <p>組織の大括り化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車対策事務所を自転車環境整備課に統合（建設局） ・審査課を出納課に統合し、会計課に改称（会計室） ・事業マネジメント担当課長を経営マネジメント担当課長に統合（上下水道局） <p>室の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション投資促進室を産業企画課に統合し、産業成長推進課に改称（産業振興局） ・政策推進室を総務課に統合し、企画総務課に改称（西区役所） ・学校ICT化推進室を学校ICT推進課に課組織化（教育委員会事務局） <p>部付けで配置している担当課長の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業戦略部付けで配置していた中百舌鳥イノベーション創出拠点担当課長を地域産業課に統合し、地域産業創造課に改称（産業振興局） <p>事業の進捗及び社会情勢の変化等に応じた体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万博調整担当課長の廃止（市長公室） ・観光企画課を文化観光企画課に改称（文化観光局） ・組織名称に使用する「子ども」表記を「こども」に変更（子ども青少年局、教育委員会事務局） ・スマート区役所担当課長及び組織改正に伴い設置したチームの廃止（南区役所） <p>○ 加えて、安定した体制の確保に係る取組として以下のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築行政の体制強化（総務局、建築都市局） ・管理職の担い手の確保（総務局） ・教員の処遇改善、優秀な人材の確保（教育委員会事務局） 																								
効果の想定	<p>○ 組織の見直しにより、効果的かつ効率的な事務執行が可能となる。</p> <p>[組織数の比較]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正案（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">組織</td> <td>局</td> <td>22</td> <td>22 (-)</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>89</td> <td>89 (-)</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>310</td> <td>304 (-6)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">職</td> <td>監・担当局長</td> <td>5</td> <td>5 (-)</td> </tr> <tr> <td>担当部長</td> <td>1</td> <td>1 (-)</td> </tr> <tr> <td>担当課長</td> <td>30</td> <td>39 (+9)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の組織数は、令和7年4月1日現在の数値 ・監は、危機管理監、ICTイノベーション推進監、泉北ニューデザイン推進監及びダイバーシティ推進監を計上 			現 行	改正案（増減）	組織	局	22	22 (-)	部	89	89 (-)	課	310	304 (-6)	職	監・担当局長	5	5 (-)	担当部長	1	1 (-)	担当課長	30	39 (+9)
		現 行	改正案（増減）																						
組織	局	22	22 (-)																						
	部	89	89 (-)																						
	課	310	304 (-6)																						
職	監・担当局長	5	5 (-)																						
	担当部長	1	1 (-)																						
	担当課長	30	39 (+9)																						
関係局との政策連携	全庁																								

令和 8 年度 組織改正（案）の概要

1 基本的な考え方

物価高騰に加えて人件費が更に増加するなど引き続き厳しい財政状況が想定される中、今後は少子化の加速に伴う人口減少等により生産年齢人口の大幅な減少も見込まれます。こうした中で持続可能な市政運営を確保するためには、財政面だけでなく組織運営面にも踏み込んだ構造改革に取り組む必要があります。

組織に関する構造改革の取組を推進するため、組織の規模、所掌事務等を踏まえ、類似・関連業務を所掌する組織の大括り化をはじめ、臨時又は特別の事務事業を処理するため設置している室の見直し等の「組織の合理化」に注力しながら、市政運営に影響を与える様々な要因に柔軟に対応できるスリムで強靭な組織体制を構築します。

また、市政運営の方針である「堺市基本計画 2030」に掲げる「未来を創るイノベティブ都市」の実現に向け、「重要施策の推進体制の強化」「喫緊の課題への対応」の観点から施策や事業を着実に推進できる事務執行体制を確保し、住民サービスの維持・向上を図ります。

2 組織改正の概要

令和 8 年 4 月 1 日付で以下のとおり組織改正を実施します。

(1) 重要施策の推進体制の強化

■ 全局的な政策推進体制の強化（市長公室）

《新旧対照表 1 頁》

- ・全庁の政策を推進する役割を担う組織であることを明確化し、職員による自律的な施策立案や部局間連携の推進、「堺市基本計画 2030」を軸とした総合マネジメントを強化する体制を構築するため、市長公室を「政策局」に改称の上、政策企画部の機構順を変更します。

- ・人事・予算・情報等の経営資源を活用しつつ政策的観点から局内外を調整するため、秘書課から総務事務を政策推進課に移管の上、「政策経営課」に改称し、重点事業を中心とした市政運営の推進を図るため、同課に「政策推進担当課長」を配置します。

■ 公民連携の推進（市長公室）

《新旧対照表 1 頁》

- ・大学や企業等との連携・共創による SDGs やスマートシティの取組に加え、自治体連携による広域行政の観点から行政課題の解決を推進するため、公民連携と広域連携の機能を集約し、また、国勢調査等の基幹統計情報を KPI 分析や政策立案に活用し施策の効果を高めるため、広域連携課及び調査統計課を公民連携課に統合の上、「共創連携課」に改称します。

- ・また、同課の共創・データ連携推進担当課長を「データ活用推進担当課長」に改称し、同課に「統計情報担当課長」と「広域行政担当課長」を配置します。

成長産業を生み出す産業政策の推進（産業振興局）

《新旧対照表 8 頁》

- ・成長産業分野への投資の誘引をはじめ、企業の競争力強化や付加価値の高い産業構造への転換、投資による地域経済への波及を促進するため、産業成長推進課に「**投資促進担当課長**」を配置します。
- ・市内中小企業や起業家が新たな事業に挑戦しやすい環境を整備し、市内全域におけるイノベーション創出を更に促進するため、地域産業創造課に「**イノベーション創出推進担当課長**」を配置します。

不登校対策の強化（教育委員会事務局）

《新旧対照表 14 頁》

- ・教育委員会事務局の複数部署で取り組んでいる不登校対策を一元化して効果的に施策を実施するため、業務を集約の上、生徒指導課に「**不登校対策担当課長**」を配置します。

(2) 噫緊の課題への対応

津波避難の対策強化（危機管理室）

《新旧対照表 2 頁》

- ・南海トラフ地震の新たな津波被害想定の公表を踏まえた「堺市津波避難計画」の修正と合わせて市民の防災意識の向上を図り、津波避難に関する対策を強化するため、防災課に「**津波避難計画担当課長**」を配置します。

職員の能力開発等の推進（総務局）

《新旧対照表 3 頁》

- ・障害者の法定雇用率の引上げに伴い、障害者の職務経験機会の提供を拡充するほか、職員の能力開発や意識改革等による人材育成を強化するため、人事課に「**人材開発担当課長**」を配置します。

財源確保の強化（財政局）

《新旧対照表 4 頁》

- ・個人版や企業版ふるさと納税寄附の拡大や国費等の外部資金の獲得に当たって、関係部局との連携を更に強化し、安定的な財源確保に取り組むため、資金課に「**財源確保担当課長**」を配置します。

超高齢社会への対応（健康福祉局）

《新旧対照表 6 頁》

- ・医療や介護の需要の高まりや単身高齢者の増加など超高齢社会の進行に伴う社会課題に対応し、個々の高齢者に応じたきめ細かな支援や介護予防をより一層推進する体制を整備するため、長寿支援課に「**在宅支援・介護予防担当課長**」を配置します。

教職員の公正職務等の強化（教育委員会事務局）

《新旧対照表 14 頁》

- ・ハラスメントの防止や多様化する保護者対応など教職員の公正職務を確保する体制を整備するため、教職員人事課に「**教職員考查担当課長**」を配置します。

学校教材費の公会計化への対応（教育委員会事務局）

《新旧対照表 14 頁》

- ・令和 9 年度から開始予定の学校教材費の公会計化に当たって、学校等との調整を円滑に進め、学校現場での教職員の負担軽減の最大化につなげるため、学校保健体育課に「**学校教育事務担当課長**」を配置します。

(3) 組織の合理化

組織の大括り化（建設局、会計室、上下水道局） 《新旧対照表 9、12、13 頁》

○サイクルシティ推進部（建設局）

- ・自転車の走行環境整備から自転車等駐車場まで一貫した整備と管理に加え、職員が有する知識や技術、ノウハウの蓄積により、自転車の利用促進の効率化を図るため、自転車対策事務所を自転車環境整備課に統合します。

○会計室

- ・出納部門と審査部門の一体的な管理により組織内連携やマネジメント強化、専門知識の継承等を図るため、審査課を出納課に統合し、「会計課」に改称の上、同課に「審査担当課長」を配置します。

○経営企画室（上下水道局）

- ・経営環境の変化に即応し、持続可能な事業経営の実現に向け、経営・財務と事業調整の効率化や強化を図るため、事業マネジメント担当課長を経営マネジメント担当課長に統合します。

室の見直し

（産業振興局、西区役所、教育委員会事務局）

《新旧対照表 8、10、14 頁》

○イノベーション投資促進室（産業振興局）

- ・企業投資を促進する機能を拡充・強化し、市内産業の更なる成長・発展を推進するため、イノベーション投資促進室を産業企画課に統合し、「産業成長推進課」に改称の上、同課に「投資促進担当課長（再掲）」を配置します。

○政策推進室（西区役所）

- ・「堺市西区基本計画」の着実な推進に向け、魅力発信をはじめ重点施策の企画立案機能の確保と執行体制の強化を図り、より効果的かつ効率的な組織とするため、政策推進室を総務課に統合し、「企画総務課」に改称します。

○学校 ICT 化推進室（教育委員会事務局）

- ・令和 3 年度より集中的に実施してきた GIGA スクールの推進について、令和 8 年度以降も恒常的に対応し、ICT を活用した教育の質の向上を図るため、学校 ICT 化推進室を「学校 ICT 推進課」に課組織化します。

部付けで配置している担当課長の見直し（産業振興局）

《新旧対照表 8 頁》

- ・中百舌鳥を拠点にイノベーションを創出する取組や企業支援等を市内に拡大し、市内全域における創出を更に促進するため、産業戦略部付けで配置している「中百舌鳥イノベーション創出拠点担当課長」を地域産業課に統合し、「地域産業創造課」に改称の上、同課に「イノベーション創出推進担当課長（再掲）」を配置します。

○市長公室

- ・大阪・関西万博の終了に伴い、広域連携課万博調整担当課長を廃止します。

○文化観光局

- ・歴史文化資源をはじめ、スポーツや茶の湯文化等を活用した幅広い誘客施策の推進に当たって、局内の情報収集と施策立案の機能を強化するため、観光企画課を「文化観光企画課」に改称します。

○子ども青少年局・教育委員会事務局

- ・国の動向や「堺市こども計画」の策定（令和7年3月）、他政令市の状況を踏まえて、子ども青少年局及び教育委員会事務局の組織名称に使用する「子ども」表記を「こども」に変更します。

○南区役所

- ・令和2年度から実施してきたスマート区役所事業の進捗に伴い、企画総務課スマート区役所担当課長と同事業を推進するために設置した「スマート区役所チーム」を廃止します。なお、同事業は区役所の庁舎管理業務との一体的な運用により効果的に推進するため、企画総務課長に集約します。

3 安定した体制の確保に係る取組

(1) 建築行政の体制強化（総務局、建築都市局）

令和8年4月から、建築確認等業務において、業務分担の適正化と責任体制の明確化を目的として、建築安全課内に担当参事を配置し、建築主事で構成する体制を整備します。

また、建築技術職員のスキルアップとキャリア形成を支援するため、技術力向上研修の実施、公費による資格取得支援制度の導入、建築主事が担う職責を踏まえた給料の調整額の支給（調整額の支給のみ令和8年度中に実施予定）を行います。

(2) 管理職の担い手の確保（総務局）

組織の大括り化に当たって、管理職は広範な事務事業を効果的かつ効率的にマネジメントすることが求められることから、管理職のモチベーションや働きがいを高め、若手・中堅職員の昇任意欲を促し、優秀な人材を育成・確保するため、令和8年4月から管理職手当を引き上げ、管理職員特別勤務手当の支給範囲を拡充します。

(3) 教員の待遇改善、優秀な人材の確保（教育委員会事務局）

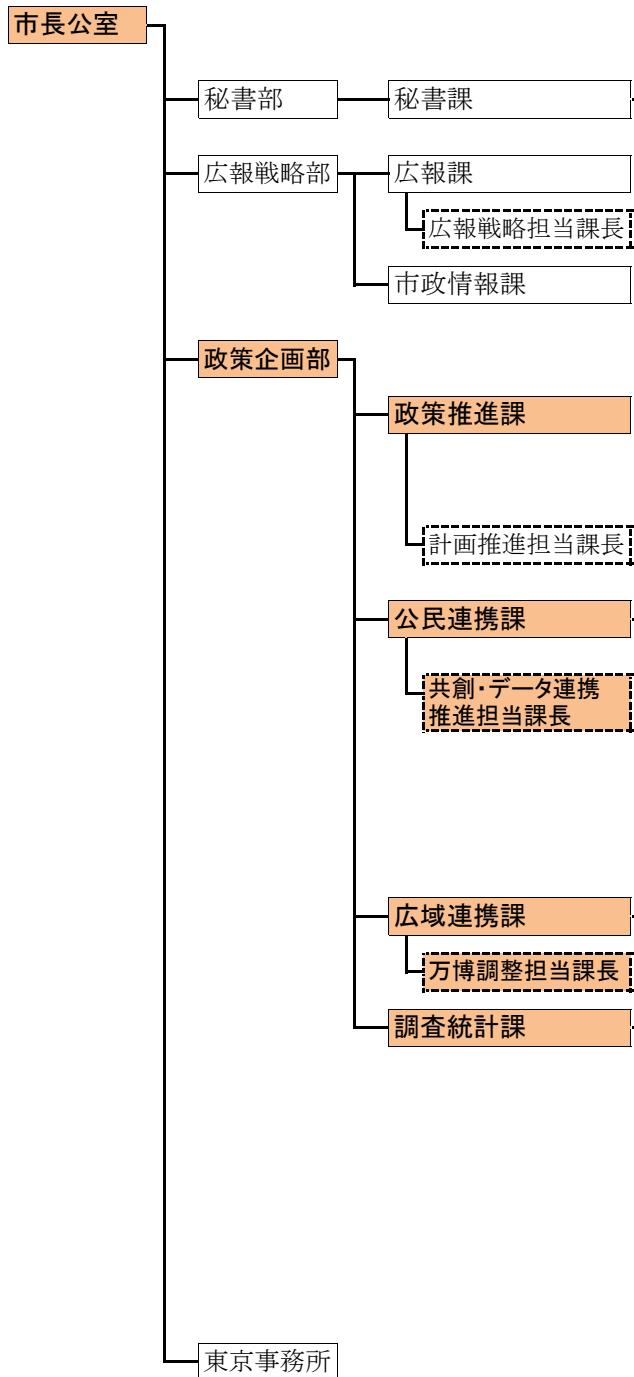
令和8年1月から教職調整額及びそれに合わせた管理職本給の段階的な引上げに加え、義務教育等教員特別手当を見直し、学級担任（支援学校の学級担任及び支援学級の担任を含む）等へ加算するほか、令和8年4月から管理職員特別勤務手当の支給範囲を拡充し専門職である教員にふさわしい待遇を実現することで、優秀な人材を育成・確保し、教育の質の向上を図ります。

令和8年度 組織改正(案) 新旧対照表

(市長公室)

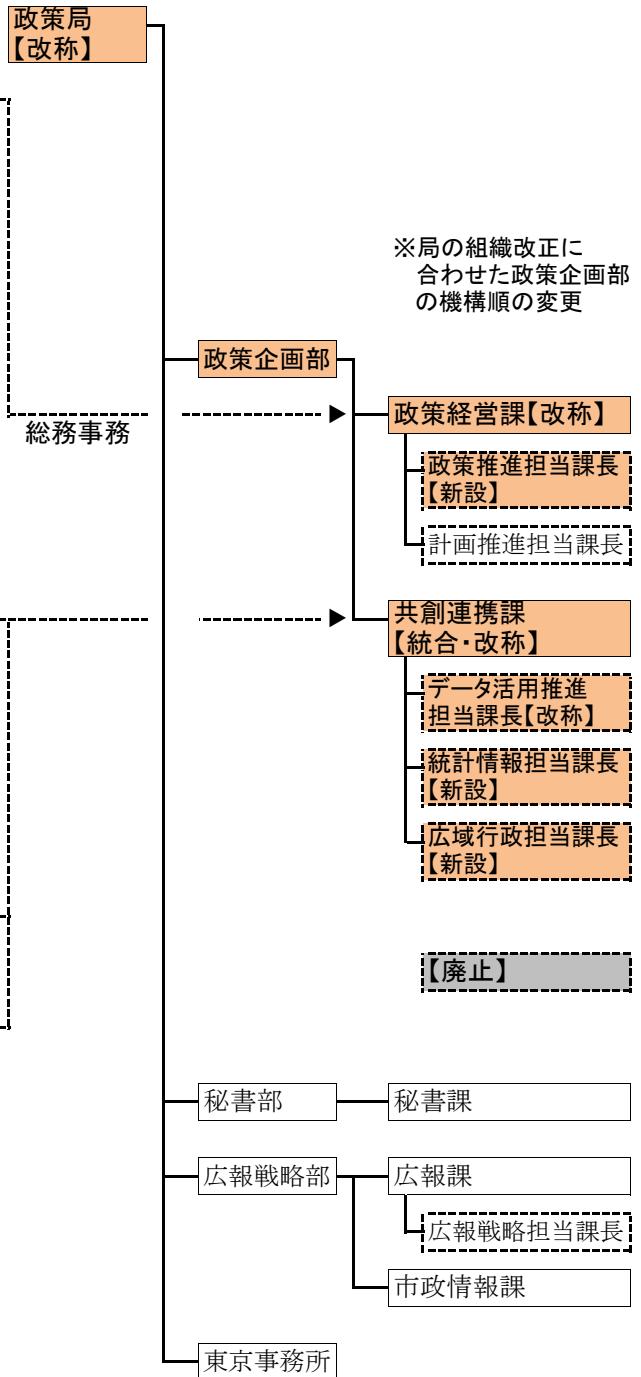
《 現 行 》

局・局相当 部・部相当 課・課相当



《 改正案 》

局・局相当 部・部相当 課・課相当



(危機管理室)

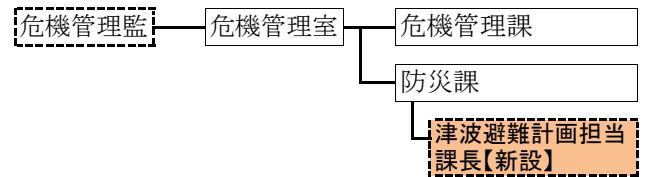
《 現 行 》

局・局相当 部・部相当 課・課相当



《 改正案 》

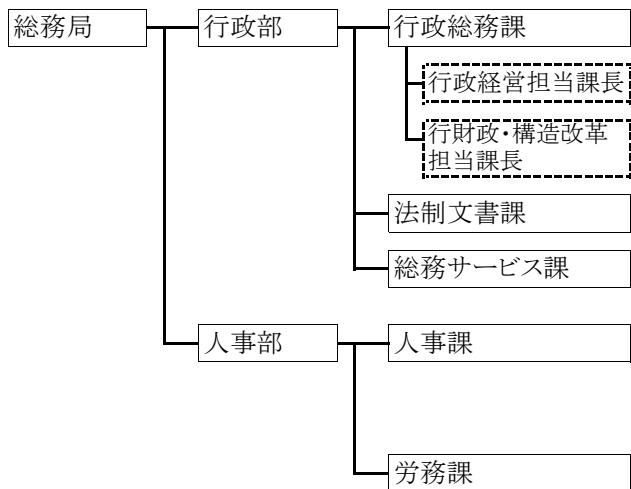
局・局相当 部・部相当 課・課相当



(総務局)

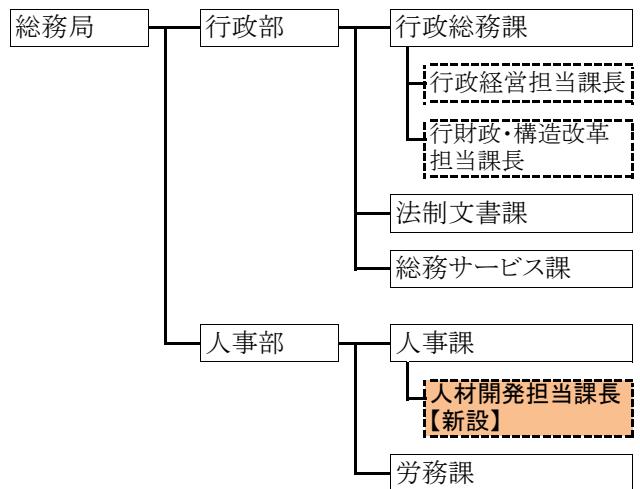
《 現 行 》

局・局相当 部・部相当 課・課相当



《 改正案 》

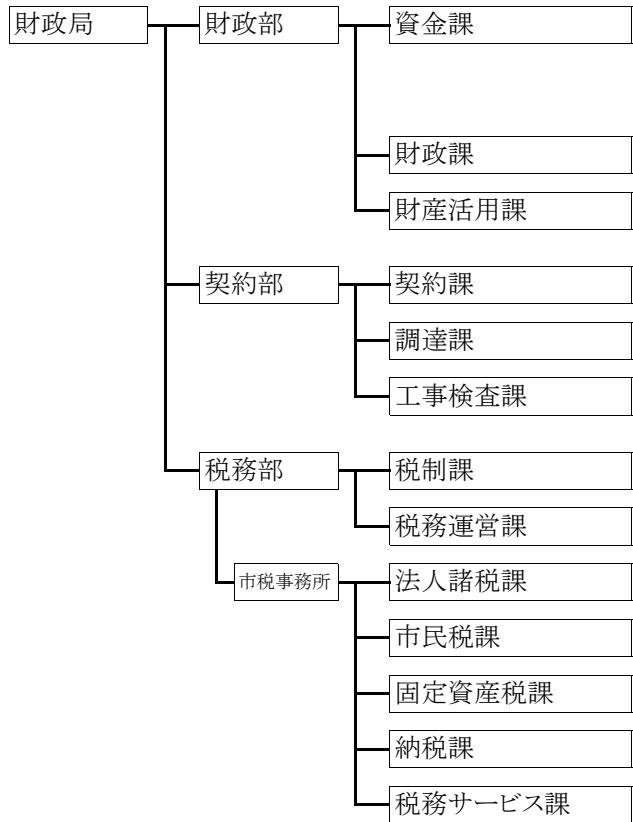
局・局相当 部・部相当 課・課相当



(財政局)

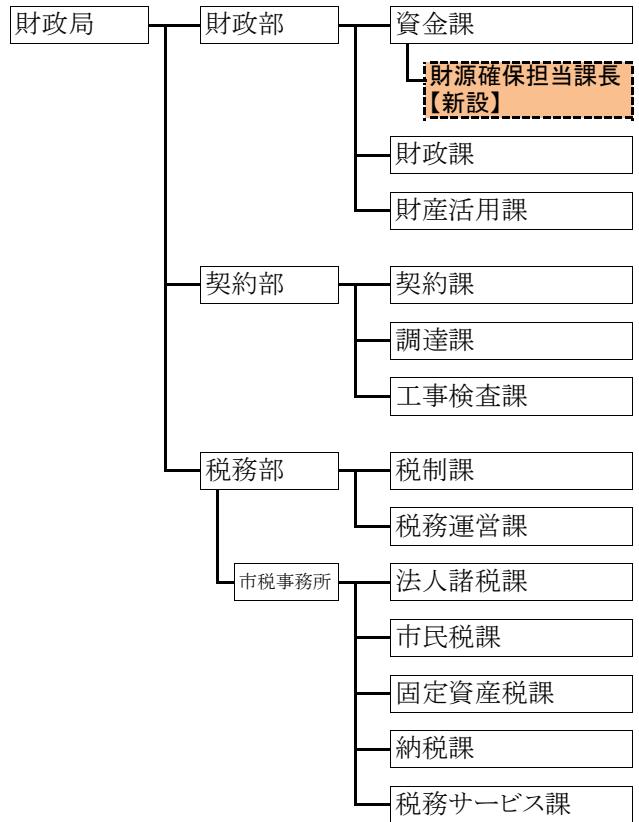
《現行》

局・局相当 部・部相当 課・課相当



《改正案》

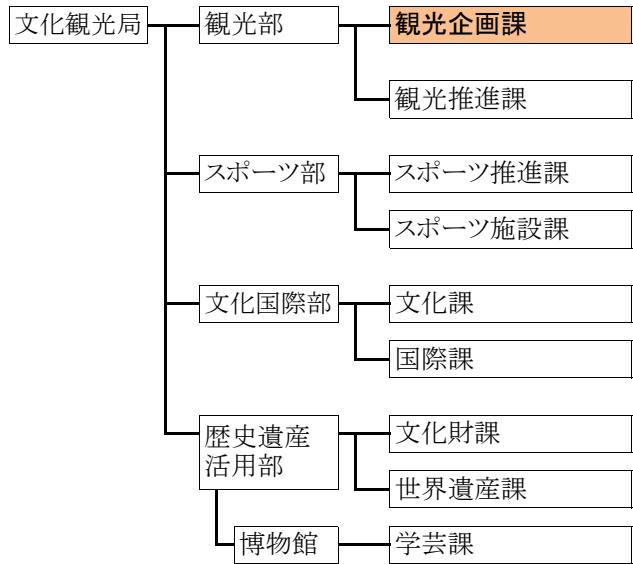
局・局相当 部・部相当 課・課相当



(文化観光局)

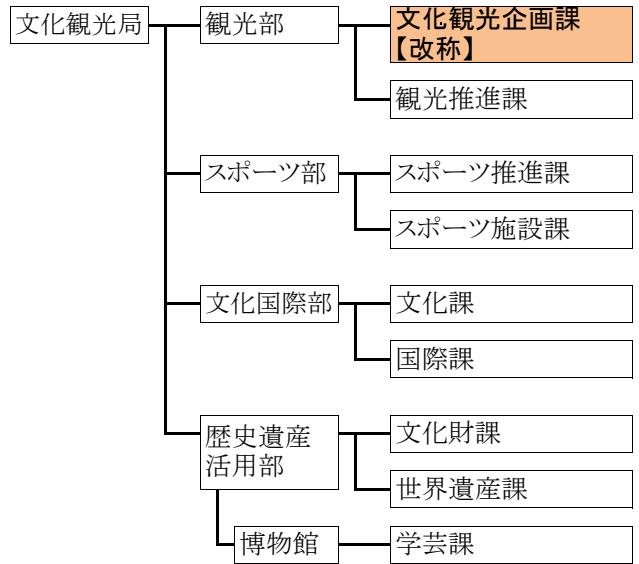
《 現 行 》

局・局相当 部・部相当 課・課相当



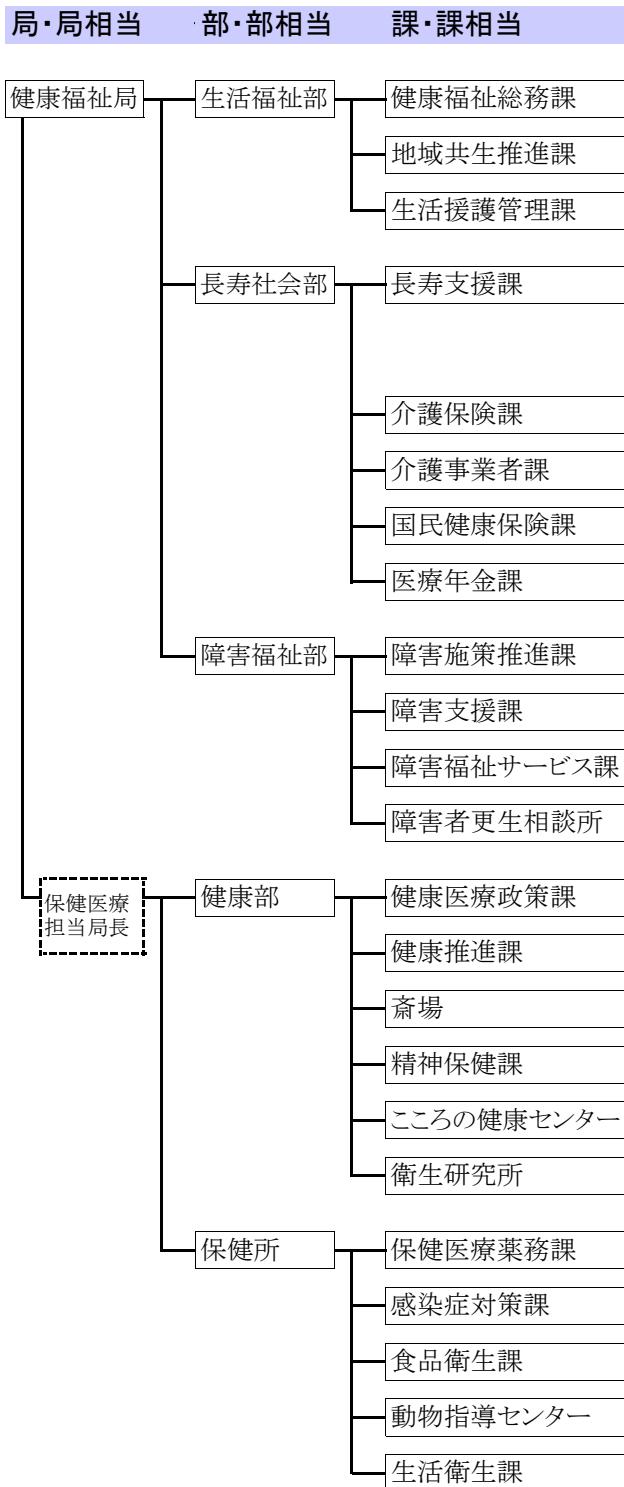
《 改正案 》

局・局相当 部・部相当 課・課相当

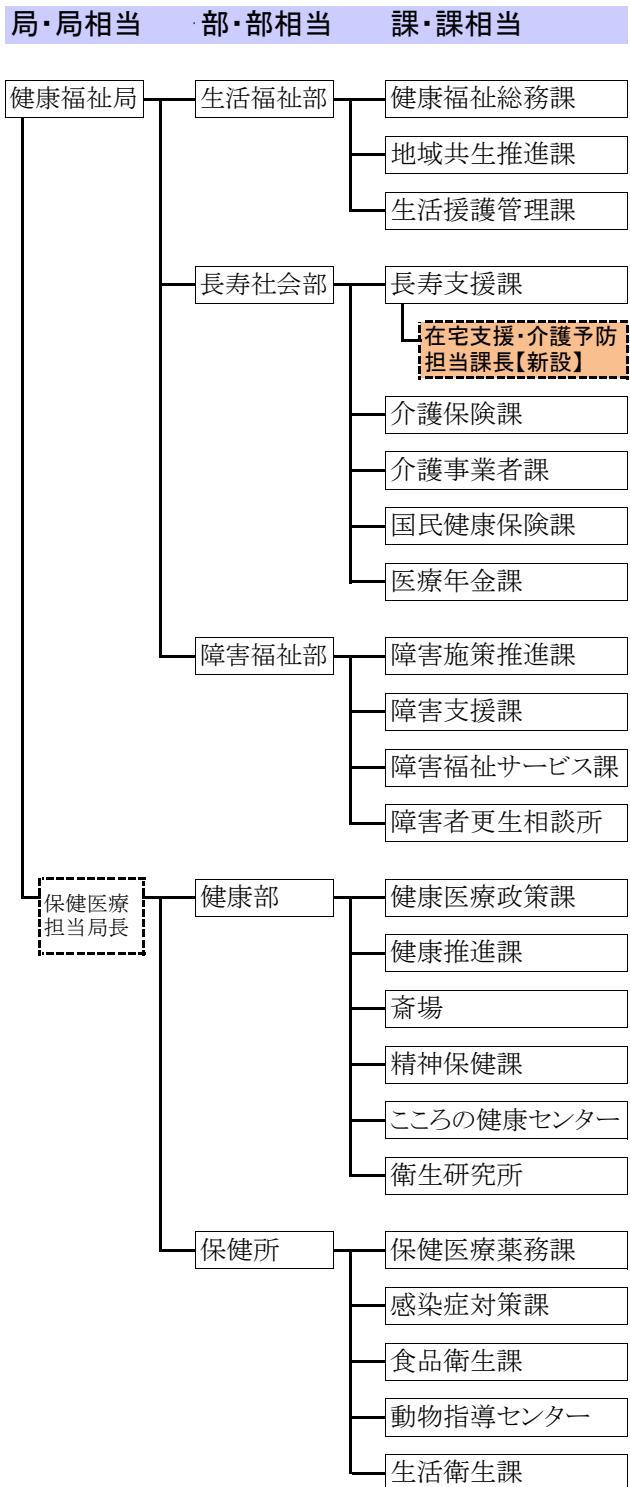


(健康福祉局)

《 現 行 》

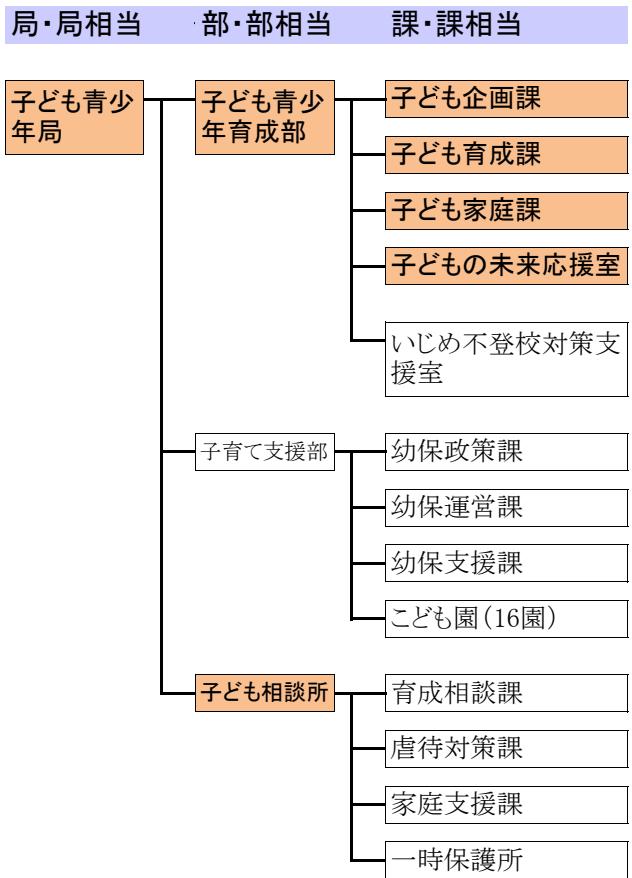


《 改正案 》

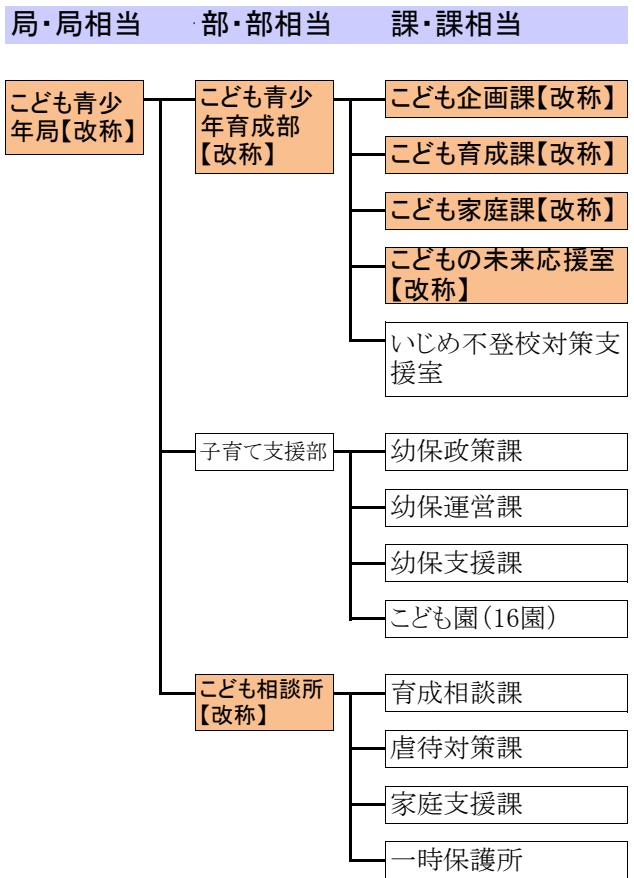


(子ども青少年局)

《 現 行 》



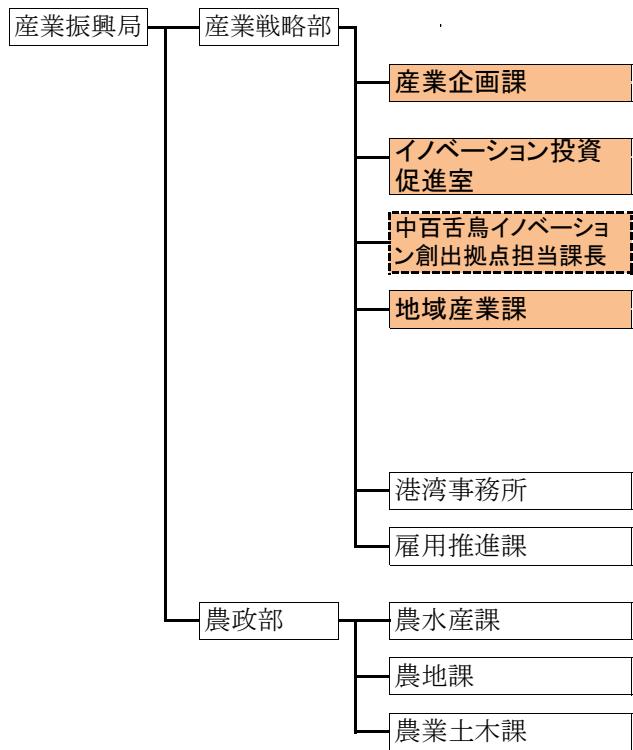
《 改正案 》



(産業振興局)

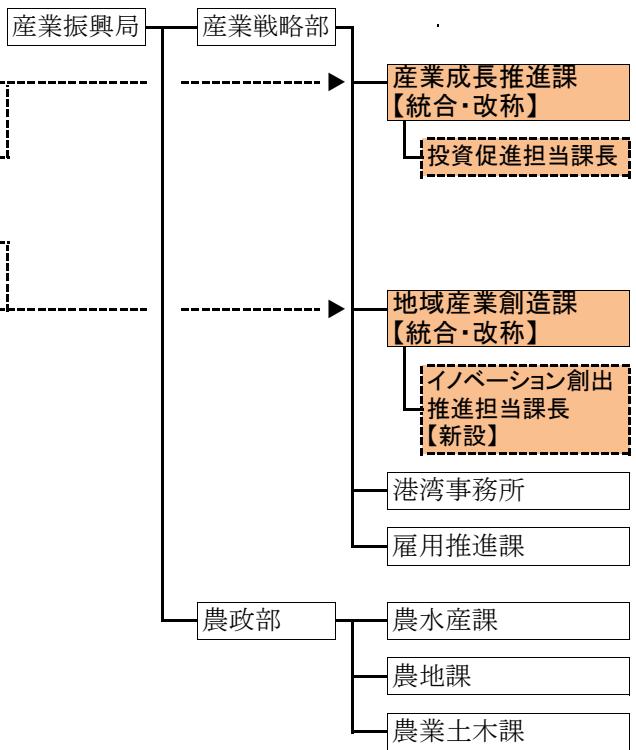
《 現 行 》

局・局相当 部・部相当 課・課相当



《 改正案 》

局・局相当 部・部相当 課・課相当



(建設局)

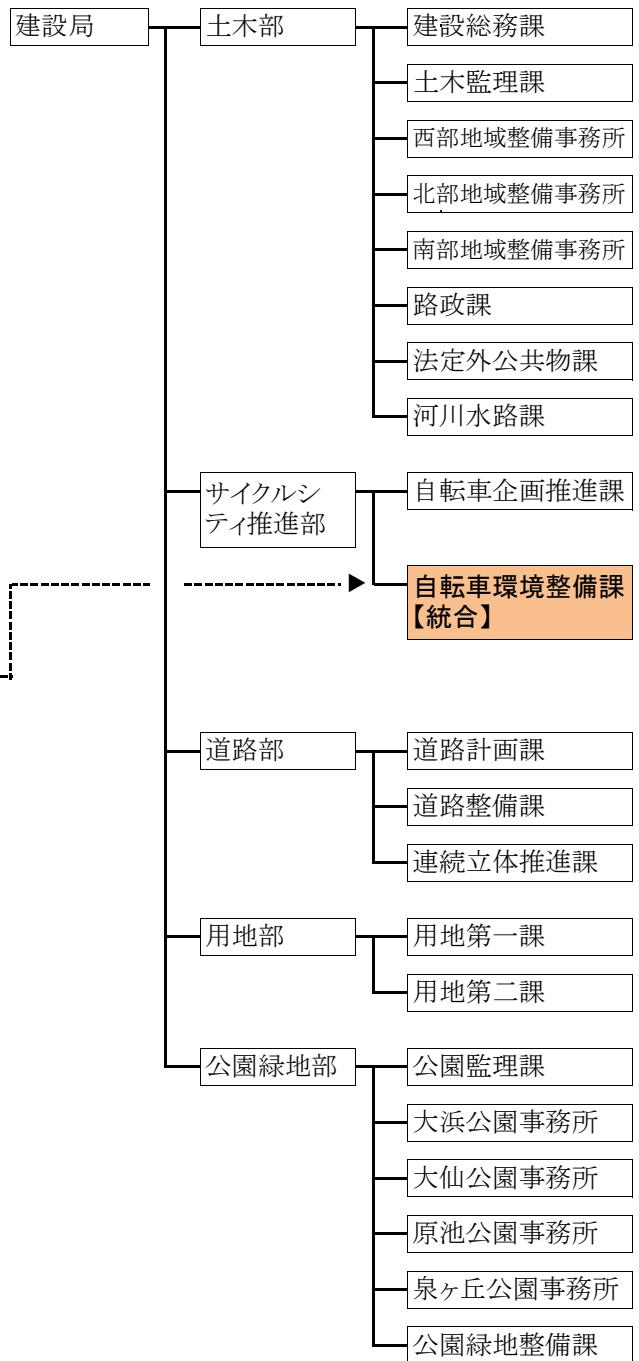
《現行》

局・局相当 部・部相当 課・課相当



《改正案》

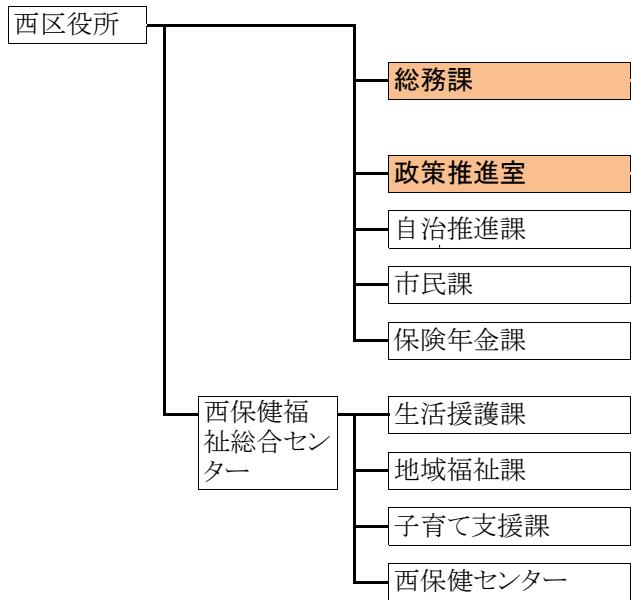
局・局相当 部・部相当 課・課相当



(西区役所)

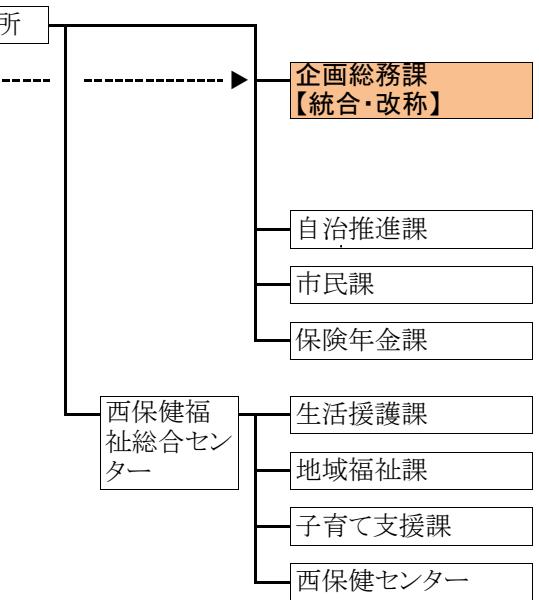
《 現 行 》

局・局相当 部・部相当 課・課相当



《 改正案 》

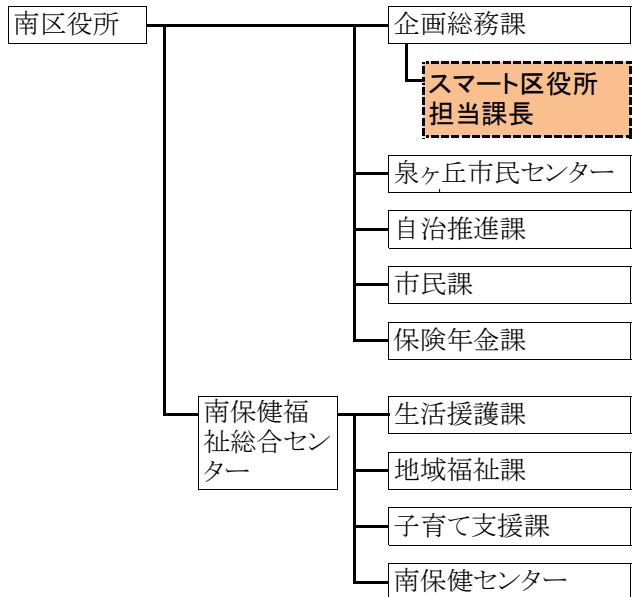
局・局相当 部・部相当 課・課相当



(南区役所)

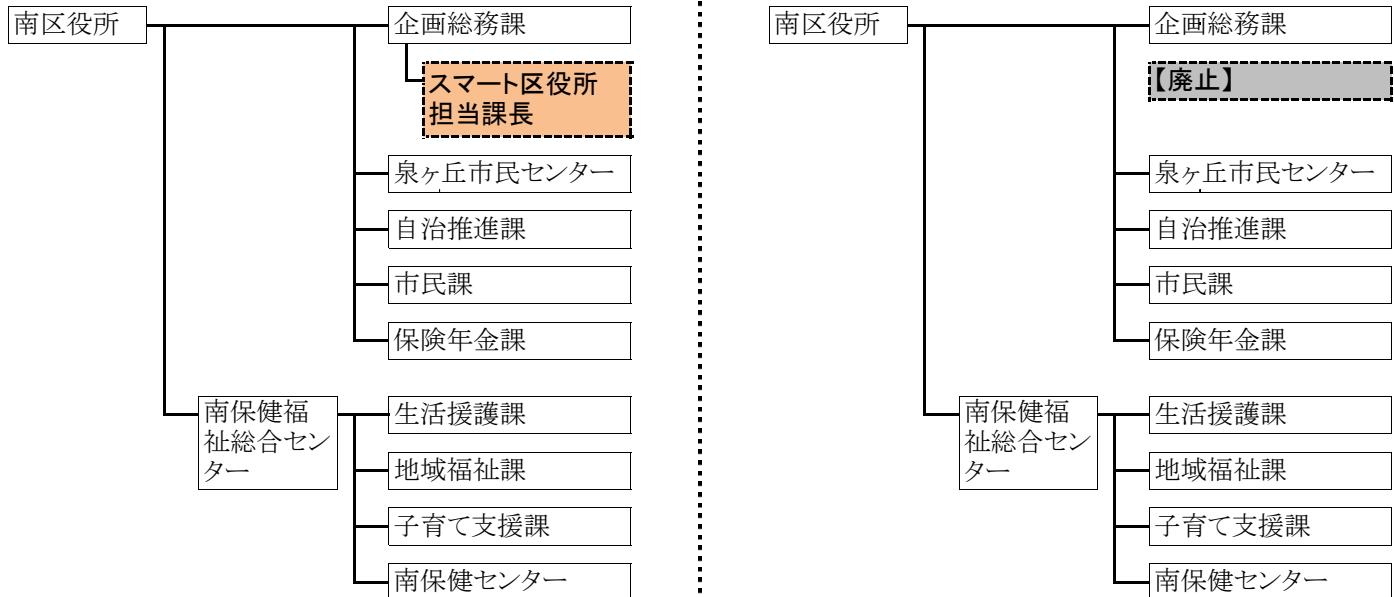
《 現 行 》

局・局相当 部・部相当 課・課相当



《 改正案 》

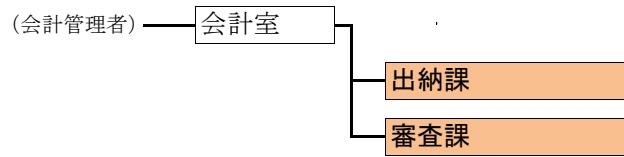
局・局相当 部・部相当 課・課相当



(会計室)

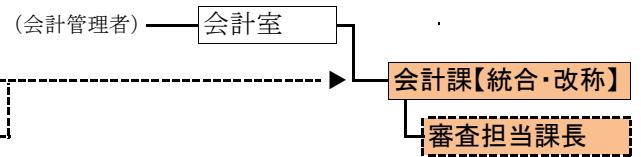
《現行》

局・局相当 部・部相当 課・課相当



《改正案》

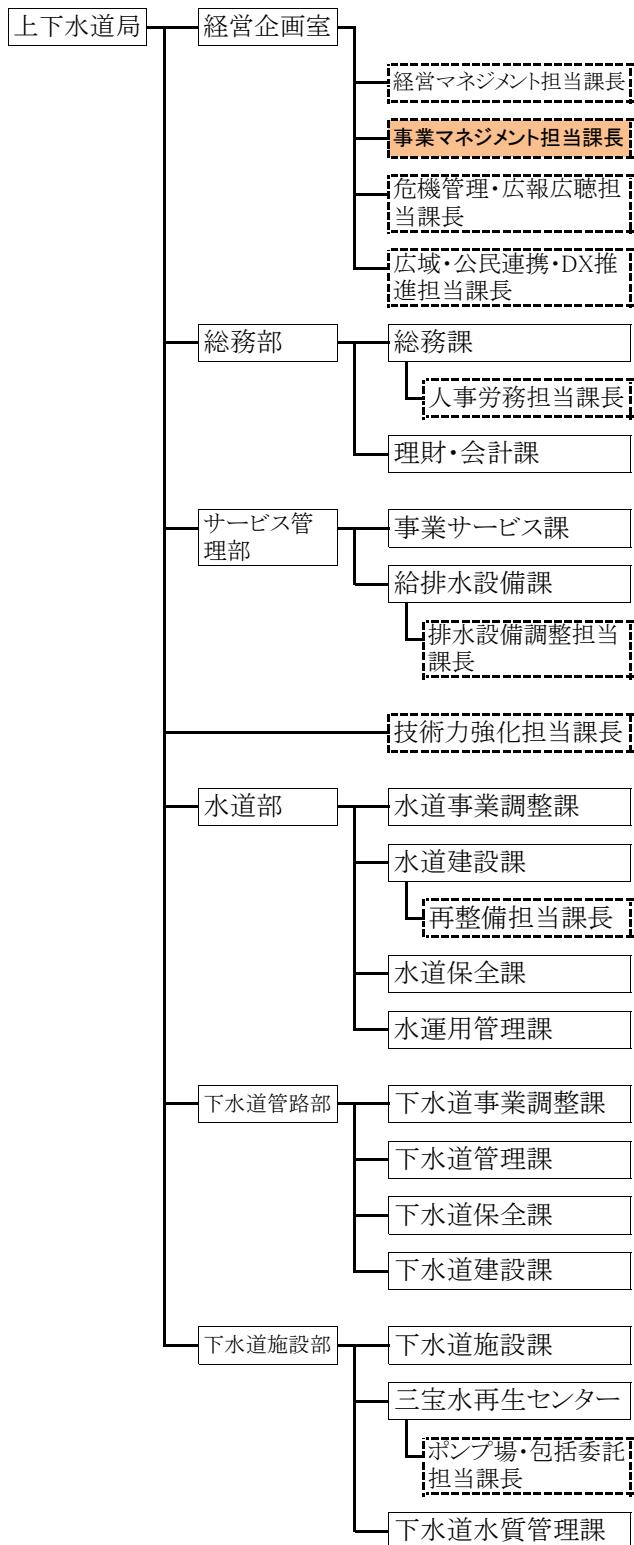
局・局相当 部・部相当 課・課相当



(上下水道局)

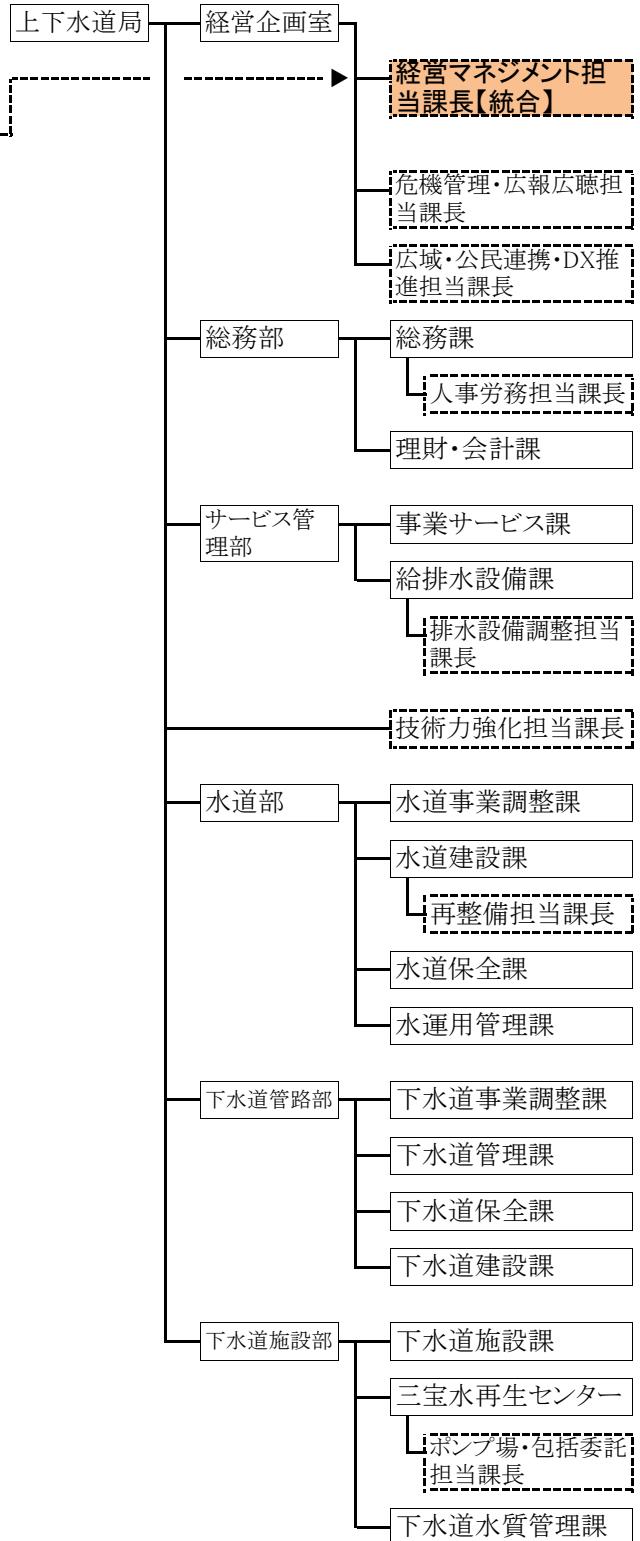
《現 行》

局・局相当 部・部相当 課・課相当



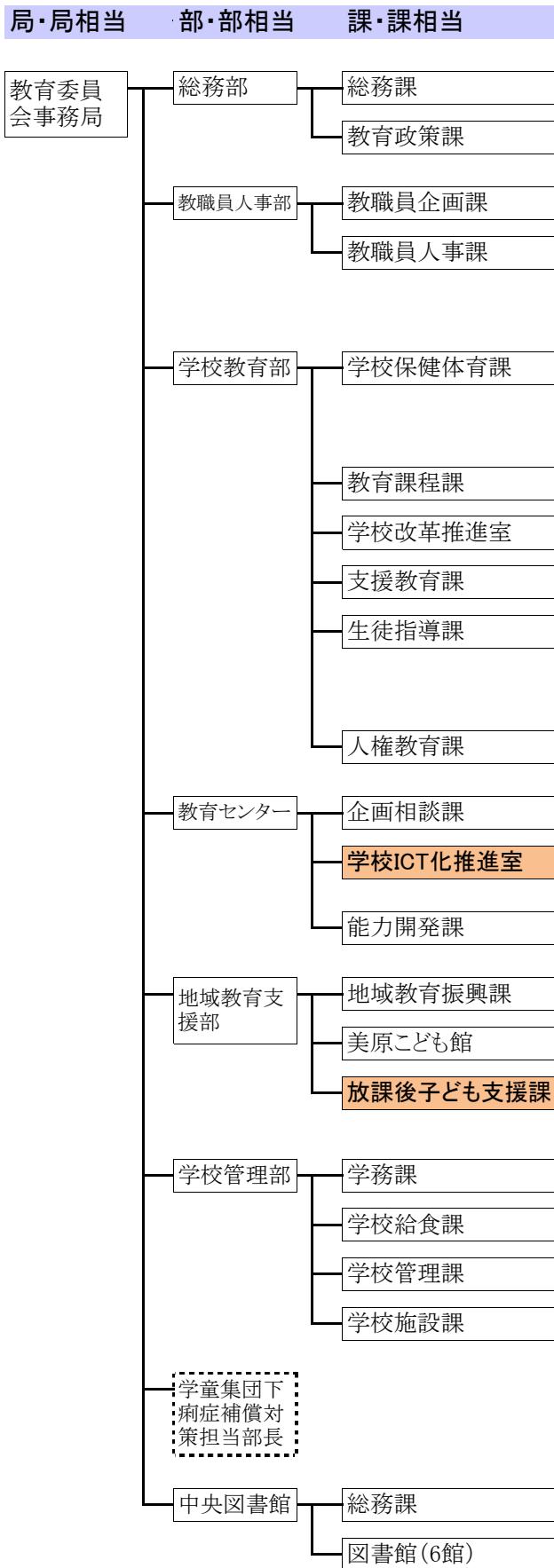
《改正案》

局・局相当 部・部相当 課・課相当



(教育委員会事務局)

《 現 行 》



《 改正案 》

